



府 食 第 9 2 8 号

平成 19 年 9 月 28 日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

動物用医薬品専門調査会

座長 三森 国敏

動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成 16 年 10 月 29 日付け 16 消安第 5870 号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められたチアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）の再審査に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別紙のとおりですので報告します。

動物用医薬品評価書

チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤
(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)の再審査に係
る食品健康影響評価について

2007年9月

食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会

〈目次〉

	頁
・ 目次	1
・ 審議の経緯	2
・ 食品安全委員会委員名簿	2
・ 食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿	2
 1. はじめに	 3
 2. ネオマイゾン注射液及びバシット注射液について	 3
 3. 再審査における安全性に関する知見等について	 3
(1) ヒトに対する安全性について	3
(2) 安全性に関する研究報告について	4
(3) 承認後の副作用報告について	4
 4. 再審査に係る食品健康影響評価について	 4
 5. 参考資料	 4
(別添) 動物用医薬品評価書 チアンフェニコールの食品健康影響評価について	

〈審議の経緯〉

平成16年10月29日	農林水産大臣より再審査に係る食品健康影響評価について要請、関係書類接受
平成16年11月4日	第68回食品安全委員会（要請事項説明）
平成16年11月16日	第20回動物用医薬品専門調査会
平成17年9月13日	厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請、関係書類接受
平成17年9月15日	第111回食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年7月18日	厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請、関係書類の接受（24条2項関連）
平成18年7月20日	第153回食品安全委員会（要請事項説明）
平成19年6月22日	第76回動物用医薬品専門調査会
平成19年7月20日	第78回動物用医薬品専門調査会
平成19年8月9日	第202回食品安全委員会（報告）
平成19年8月9日	
— 9月7日	国民からの意見情報の募集
平成19年9月28日	動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告

〈食品安全委員会委員名簿〉

平成18年6月30日まで	平成18年12月20日まで	平成18年12月21日から
委員長 寺田 雅昭	委員長 寺田 雅昭	委員長 見上 彪
委員長代理 寺尾 允男	委員長代理 見上 彪	委員長代理* 小泉 直子
小泉 直子	小泉 直子	長尾 拓
坂本 元子	長尾 拓	野村 一正
中村 靖彦	野村 一正	畑江 敬子
本間 清一	畑江 敬子	廣瀬 雅雄**
見上 彪	本間 清一	本間 清一

* 平成19年2月1日から

** 平成19年4月1日から

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

平成17年9月30日まで	平成19年2月11日まで	平成19年2月12日から
三森 国敏（座長）	三森 国敏（座長）	三森 国敏（座長）
井上 松久（座長代理）	井上 松久（座長代理）	井上 松久（座長代理）
青木 宙 寺本 昭二	青木 宙 津田 修治	青木 宙 寺本 昭二
明石 博臣 長尾 美奈子	明石 博臣 寺本 昭二	明石 博臣 長尾 美奈子
江馬 眞 中村 政幸	江馬 眞 長尾 美奈子	江馬 眞 中村 政幸
大野 泰雄 林 眞	大野 泰雄 中村 政幸	小川 久美子 林 眞
菅野 純 藤田 正一	小川 久美子 林 眞	渋谷 淳 藤田 正一
嶋田 甚五郎	渋谷 淳 藤田 正一	嶋田 甚五郎 藤田 正一
鈴木 勝士	嶋田 甚五郎 吉田 緑	鈴木 勝士 吉田 緑
津田 洋幸	鈴木 勝士	津田 修治

チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)の再審査に係る食品健康影響評価について

1.はじめに

食品安全委員会は食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき農林水産大臣から「チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)」、同法第24条第1項第1号及び同法第24条第2項の規定に基づき厚生労働大臣から「チアンフェニコール」について意見を求められた。(平成16年10月29日に農林水産大臣から、関係書類を接受。平成17年9月13日(法第24条第1項関係)及び平成18年7月18日(法第24条第2項関係)に厚生労働大臣から関係書類を接受。)

2.ネオマイゾン注射液及びバシット注射液について^{(1),(2)}

ネオマイゾン注射液については平成6年8月4日、バシット注射液については平成6年12月9日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6年間)が経過したため再審査申請が行われた。製剤の内容については次の通りである。なお、ネオマイゾン注射液、バシット注射液は同一製剤である。

①主剤

主剤はチアンフェニコールである。

②効能・効果

適応症は牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎で、有効菌種はパスツレラ・ムルトシダ、マンヘミア・ヘモリチカ、アクチノバチルス・プルロニューモニエ、マイコプラズマ・ボビス、ウレアプラズマ・ディバーサムである。

③用法・用量

1日1回体重1kg当たりチアンフェニコールとして、牛(搾乳牛を除く)、豚(4ヶ月齢を超える豚を除く)について10~30mg(注射量は0.04~0.12ml/kg体重)を筋肉内に3日間注射する。休薬期間は牛:21日間、豚:10日間である。

④その他

溶剤としてN-メチル-2-ピロリドン、プロピレングリコールが使用されている。

3.再審査における安全性に関する知見等について

(1)ヒトに対する安全性について

ネオマイゾン注射液及びバシット注射液は上記の通り国内では牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎を対象に使用されているが、主剤であるチアンフェニコールは国内では鶏や水産用にも使用されている。また、欧州においても広く使用されており、EMEAで2.5µg/kg体重/日⁽³⁾、JECFAで5µg/kg体重/日⁽⁴⁾のADIが設定されている。また、日本においては残留基準^aが設定されているが、ADIは設定されていない。

溶剤として使用されているN-メチル-2-ピロリドンは、EMEAにおいて、0.25mg/kg体重/日⁽⁵⁾のADIが設定されているが、急速に代謝され、排出されることからMRLは設定されていない。また、高い溶解性を持つことから医薬品や化粧品にも使用されている。プロピレングリコールは、JECFAにおいて25mg/kg体重/日⁽⁶⁾のADIが設定されており、食品添加物としても使用されてい

^a 平成17年厚生労働省告示第499号によって新たに定められた残留基準

る。また、EMEAにおいては、毒性が低く、急速に代謝され、排出されることからMRLを設定しておらず⁽⁷⁾、FDAにおいては「一般に安全と認められる」(GRAS: Generally Recognized as Safe)物質としてMRLは設定されていない。

(2) 安全性に関する研究報告について⁽⁸⁾

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、分析、耐性菌に関して複数報告されているが、安全性を懸念させるような報告はない。

(3) 承認後の副作用報告について⁽⁸⁾

対象動物に対する安全性について、調査期間中に牛519頭、豚536頭の調査が実施されており、いずれも対象動物に対する新たな副作用は認められなかったとされている。

4. 再審査に係る食品健康影響評価について

上記のように、承認時から再審査調査期間中に、これまでに把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。

しかしながら、本製剤は牛及び豚に筋肉内注射されること、日本において詳細な毒性の評価が実施されていないことから、主剤であるチアンフェニコールについて別添の通り評価を実施し、ADIを設定した。チアンフェニコールの食品健康影響評価については、ADIとして次の値を採用することが適当であると考えられる。

溶剤のN-メチル-2-ピロリドン及びプロピレングリコールについては現在の使用状況や外国評価機関における評価及び休薬期間を考慮すると、これらの溶剤が食品を通してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。

チアンフェニコール 0.005 mg/kg体重/日

また、本剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。

5. 参考資料

- (1) ネオマイゾン注射液 再審査申請書 (未公表)
- (2) バシット注射液 再審査申請書 (未公表)
- (3) EMEA: COMMITTEE FOR VETERINARY MEDICINAL PRODUCTS, THIAMPHENICOL SUMMARY REPORT (1)-(3)
- (4) WHO: Food Additives Series 43, THIAMPHENICOL.
- (5) EMEA: COMMITTEE FOR VETERINARY MEDICINAL PRODUCTS, 1-METHYL-2-PYRROLIDONE, SUMMARY REPORT (1)-(2)
- (6) JECFA: TRS 868-JECFA46/15
- (7) EMEA: COMMITTEE FOR VETERINARY MEDICINAL PRODUCTS, PROPYLENE GLYCOL, SUMMARY REPORT
- (8) ネオマイゾン注射液, バシット注射液 再審査申請書添付資料: 効能又は効果及び安全性についての調査資料 (未公表)

チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）の再審査に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成19年8月9日～平成19年9月7日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）の再審査に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）について、上記のとおり、御意見・情報の募集を行ったところ、期間中に御意見・情報はありませんでした。